

令和4年度から適用される市県民税の主な税制改正について

1. 住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）の控除期間 13 年の特例について延長し、一定期間に契約した場合、令和 4 年末までの入居者を対象とします。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額が 1,000 万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が 40 平方メートル以上 50 平方メートル未満である住宅も対象とします。

2. セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の適用期限を現行の令和 3 年 12 月 31 日から、5 年延長し、令和 8 年 12 月 31 日までとします。

令和 4 年度以降の住民税について、一定の取組（健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組）を行ったことを証する書類（領収書や結果通知書等）の提出または提示が不要になります。ただし、内容を確認することがあるため、自宅で 5 年間は大切に保管してください。

3. 国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や地方公共団体からの子育てに係る助成等について非課税となります。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの使用料に対する次の助成等です。

- ・ ベビーシッターや認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ・ 一時預かり、病児保育などの子を預ける施設の使用料に対する助成

上記の助成と一体として行われる助成についても対象です。

（例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等）

4. 退職所得課税の適正化

勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動性等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分については、2 分の 1 課税を適用除外します。なお、令和 4 年分以後から適用です。